

国立大学法人高知大学内部統制委員会規則

令和3年2月10日

規則第32号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学内部統制規則（以下「規則」という。）第4条第3項の規定に基づき、国立大学法人高知大学内部統制委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(任務)

第2条 委員会は、規則第6条に規定する内部統制担当役員から定期的に内部統制の整備及び運用状況の報告を受けるとともに、必要に応じ改善策を決定及び実施する。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 学長
- (2) 規則第6条に規定する内部統制担当役員
- (3) その他学長が指名する者

(委員長等)

第4条 委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって議決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(委員会の事務)

第7条 委員会の事務は、法人企画課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和3年2月10日から施行する。